

令和6年第5回  
土岐市教育委員会定例会会議録

土 岐 市 教 育 委 員 会

# 令和6年第5回土岐市教育委員会定例会会議録

## 議 事 日 程

令和6年5月23日（木曜日）午後3時00分開議

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 令和6年第4回土岐市教育委員会定例会会議録の承認
- 日程第3 議第20号 土岐市教育支援センターの設置及び管理に関する条例  
について
- 日程第4 議第21号 土岐市通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示に  
ついて
- 日程第5 教育長報告

本日の出席者

教 育 長  
委 員  
委 員  
委 員

長谷川 広 和 君  
酒 井 真 吾 君  
加 藤 幸 代 君  
大 野 良 子 君

欠席の委員

委 員

大 橋 廣 君

説明のため出席した職員

事務局長心得兼教育総務課長  
教育次長兼学校教育課長兼教育研究所長  
給食センター所長兼庶務係長  
教育総務課課長補佐兼教育総務係長  
学校教育課課長補佐兼学校教育係長  
教育研究所主任

加 藤 貴 史 君  
西 尾 実 君  
林 孝 子 君  
榊 岡 真弓子 君  
西 尾 新 君  
内 海 裕 樹 君

- ・ 会議の傍聴人 なし
- ・ 会議に遅参した者 なし
- ・ 会議の公開、非公開の状況 公開
- ・ 教育長報告 あり

場所 市役所 大会議室 2 A

会議録作成者

事務局長心得兼教育総務課長

加 藤 貴 史 君

開会 午後 3 時 0 0 分

## 長谷川教育長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定によりわたくしから、加藤 幸代委員を指名いたします。

次に、日程第2 令和6年第4回土岐市教育委員会定例会会議録の内容について承認を求めます。

会議録の内容については、ご異議ありませんか。

## 委員一同

異議なし

## 教育長

異議なしと認めます。

次に、日程第3 議第20号 土岐市教育支援センターの設置及び管理に関する条例について を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

## 西尾教育次長

〈説明〉

## 教育長

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はございませんか。

## 大野委員

センターに所長その他必要な職員としてありますが、職員は何人を想定しているのですか。また、事業別の部屋はどのようなイメージになるのですか。

## 西尾教育次長

所長は非常勤となりますが学校教育課長が兼務することになります。副所長に割愛の教職員の1名、その他に会計年度任用職員として、不登校支援事業で浅野教室に在勤している室長、相談員に加え、新たに教育相談アドバイザーの計3名、外国人初期指導事業で、外国人初期指導コーディネーター、指導員の計2名、教育相談事業として、スクールソーシャルワーカーに加え教育相談アドバイザーの計2名、センターの事務員の1名の9名が常勤します。その他に謝礼対応で指導員や臨床心理士、スクールカウンセラーなどをお願いします。

事業別の部屋は不登校支援で1室、外国人指導で1室をパーティションで区切って整備します。

## 大野委員

現在の浅野教室の職員は何人でしたか。

**西尾教育次長**

会計年度職員として室長、相談員の2名を配置し、その他謝礼対応の指導員を数人お願いしています。

**加藤委員**

開所時間の9時から3時までには短いような気がしますが、現在の浅野教室と同じような扱いになるのですか。

**西尾教育次長**

浅野教室と同じにしております。職員の勤務時間の関係上そうしていますが、その時間に関わらず勤務する職員がおりますので柔軟に対応する必要もあるものと考えております。

**加藤委員**

短いと思えるくらい通ってもらえるとありがたいと思います。

**教育長**

ほかに、質疑・討論はございませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

議第20号 土岐市教育支援センターの設置及び管理に関する条例について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

**委員一同**

異議なし

**教育長**

ご異議がないようですので、議第20号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

**教育長**

次に、日程第4 議第21号 土岐市通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示について を議題といたします。

本件について事務局の説明を求めます。

**加藤事務局長**

《説明》

**教育長**

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はございませんか。

**大野委員**

例えば、泉地区の五斗蒔や若人の丘辺りから通学する子が該当するのでしょうか。また、児童の保護者が送迎する場合に該当する

ものでしょうか。

**加藤事務局長**

小学生ですと若人の丘辺りから学校まで4キロ以上ありますので該当となります。中学生は6キロに満たないため該当になっていない状況です。また、保護者が送迎する場合は月1,000円の補助、バスに乗車する児童生徒は定期代をそのまま補助している状況です。

**教育長**

ほかに、質疑・討論はございませんか。

なければ質疑・討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

議第21号 土岐市通学費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

**委員一同**

異議なし

**教育長**

ご異議がないようですので、議第21号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

**教育長**

次に、日程第5 教育長報告をいたします。

5月ですが、前半は県、東海地区、全国の教育長会に参加させていただきました。特に県でも全国でもですが、子供たちの少子化、不登校数の増加、部活動の地域移行というこの三つは必ずどこでも話が出てくるというような状態で、どこも課題として今取り組んでいるということが、はっきりしたところでございます。中盤以降は、青少年育成会議、スポーツ協会等の業務が順番に入ってきているような状況です。そして、5月31日より教育委員会訪問ということで、皆様方にもお世話になりますが、学校訪問を随時進めていきたいと考えております。

私の方の報告は以上でございます。

それではこれで、本日の日程全部を終了しました。

これをもって、令和6年第5回土岐市教育委員会定例会を閉会します。

閉 会 午後3時17分